

醍醐車庫安全保護具類検査（後期分） 仕 様 書

- 1 本仕様書は、醍醐車庫にて使用している安全保護具類の検査（以下「本業務」）という。）に適用する。
- 2 本業務の数量は付表のとおりとし、検査期間は各日とも1日とする。但し発注者により各日の検査対象を変更する場合がある。検査日程は発注者と打ち合わせのもと決定する。
- 3 本業務は、原則として京都市交通局契約規程、労働安全衛生法をはじめ、関係法規等を遵守するものとする。
- 4 本業務の試験方法、可否の判定基準等については、労働安全衛生規則第351条（絶縁用保護具類等の定期自主検査）及び絶縁用保護具類の規格（昭和47年労働省告示）に定める方法によるものとする。
- 5 本業務は請負人の持帰り検査とし、納品に際し検査成績書を2部提出するものとする。
- 6 検査品収受場所は次のとおりとする。
京都市伏見区醍醐高畑町30-1
京都市交通局 醍醐車庫 醍醐検車区事務所
- 7 本業務の検査は令和9年2月に行い、履行期限は令和9年3月31日とする。
- 8 本業務期間中、受注者は発注者の要請に応じて持帰る被試験品の予備品を貸出すものとする。

付表

品名	形式、管理番号	数量	使用場所等	1回目	2回目
絶縁ゴム手袋	YS-101-21-01 No. 1、No. 2、No. 3	3双	応急用		○
高圧用検電器 試験電圧：10KV ただし、 No. 7は4KV 試験時間：1分間	HST-1.5N、No. 1	1本	#2 気吹場		○
	HST-1.5N、No. 2	1本	#2		○
	HST-1.5N、No. 3	1本	#3	○	
	HST-1.5N、No. 4	1本	#4		○
	HSN-6A1、No. 5	1本	#5	○	
	HST-1.5N、No. 6	1本	3F 倉庫	○	
	HVC-1.5N2、No. 7	1本	脱線復旧用	○	
	HSF-7、No. 8	1本	B2F 弱電室	○	